

平成 30 年 3 月 16 日

運送委託企業 各位

國 土 交 通 省 関 東 運 輸 局
 厚 生 労 働 省
 東 京・神奈川・千 葉・埼 玉
 茨 城・栃 木・群 馬・山 梨
 勞 働 局
 經 濟 産 業 省 関 東 經 濟 产 業 局
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

トラック運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力のお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は我が国の経済活動、並びに国民生活の発展、維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、トラック運送事業を取り巻く環境は、安全対策や環境問題への対応、少子高齢化や他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることによるドライバー不足など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、政府では、昨年3月に「働き方改革実行計画」が決定され、長時間労働を改善するため、生産性の向上や適正取引の推進、また人材の確保を図ることが一層急務となっております。

トラック運送事業者には守るべきルールとして「改善基準告示」等によりドライバーの拘束時間、運転時間等が定められており、荷主関与による過労運転が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあり、課題を解決するためには運送委託者の皆様の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠です。

つきましては、趣旨を御理解いただき、適正取引及び長時間労働の是正等に向けて御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、国土交通省、厚生労働省、経済産業省(中小企業庁)及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成いたしましたので、送付させていただきます。

《問い合わせ先》

○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 **☎**045-211-7248

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎東 京:03-3512-1612 **☎**神奈川:045-211-7351 **☎**千 葉:043-221-2304

☎埼 玉:048-600-6204 **☎**茨 城:029-224-6214 **☎**栃 木:028-634-9115

☎群 馬:027-896-4735 **☎**山 梨:055-225-2853

○経済産業省関東経済産業局下請代金検査官室 **☎**048-600-0325

○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 **☎**03-3581-3375

契約の内容を書面化

できていますか？



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送における書面化基準ガイドライン」では運送業者に際して、運送日程、荷物種類の内容、荷物・料金の算定の必要な事項について書面で共有することをルールとしています。
- 運送事業者が荷物を手すりながら、必要な事項を全て記載した書面を交付しないことは下請けに譲り受けた者が違法です。

⚠ 要注意！チェックポイント

- 前報作業を含む取扱い手・運送等の書面事項が口約束となっていませんか。
- 書面を保存していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送業者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を画面に表示し、確認する。

本件に関するお問い合わせ先

監査課

電話番号：03-5211-7248

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

附帯業務に対して料金を支払っていますか？



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送業者が隠匿的ではない仕様を強制して運送事業者に提供させることは、下請け・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠ 要注意！チェックポイント

- 隠匿的ないし仕様を強制で要求していませんか？
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な料金を支払っていますか？



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲・費用負担等を明確化し、簡潔化する。
- 各部内規を定期的に見直し、実際の業務と認識があれば、十分な協議の上で契約を締める。

本件に関するお問い合わせ先

監査課

電話番号：03-5211-7248

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

一方的に低い運賃・料金で運送委託等を行っていませんか？



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送業者が運送事業者との十分な協議なしに通常料金より著しく低い運賃・料金を不正に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠ 要注意！チェックポイント

- 運賃・料金の決定に際して、運送事業者と十分に協議していますか？
- 運送業者の手帳のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運賃を改めた要請をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を調整する。
- 燃料価格上昇など実務的な事態に際しては、臨時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関するお問い合わせ先

監査課

電話番号：03-5211-7248

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

追加運賃・料金の負担を拒んでいませんか？



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送業者が顧客で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠ 要注意！チェックポイント

- 当初既報した条件を超えて荷物量の費用負担を組んでいませんか？
- 取扱地・搬入地の急な変更により、追加の費用が生じてもかかわらず、運賃・料金の負担を組んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送業者は運送事業者との十分な協議により追加費用を認定する。
- 契約した運送内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。

本件に関するお問い合わせ先

監査課

電話番号：03-5211-7248

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

監査課運送業者

電話番号：03-5211-3375

労働時間を守れない運送を強要していませんか?



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、労働基準法の対象となるおそれがあります。

(注)既存契約の範囲では適用の運送委託者のみならず、新規までが適用されます。

要注意! チェックポイント

- 運送者の労働時間のルールを守れないようは運送依頼をしていませんか。
- 出発時間帯を遅らせるなど、運送事業者の法を遵守を拒否していませんか。



こんな取引を目指しませんか?

- 運送業者は運送事業者と十分な協議の上、荷物積込や運行ルートを決定する。
- 翌日の深夜を実現する場合は、運送業者が荷物を負担するなどを前提に有料道路料金について協議する。

本件に関する問い合わせ先:

運送業者: 03-3211-7048

運送委託者: 03-3211-7048

公正取引委員会: 03-3211-7048

有料道路の利用料金を負担していますか?



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用料金とした運送を拒否しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・賃貸借料法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を拒否した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか?

- 有料道路の料金が必要な場合は、十分な協議の上、運送による有料道路料金の負担を明確にする。
- 運送事業者と契約内容・運送・料金について実現的に話し合い、問題箇所を確認する。

本件に関する問い合わせ先:

運送業者: 03-3211-7048

運送委託者: 03-3211-7048

公正取引委員会: 03-3211-7048

待ち時間への対策を放置していませんか?



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合による荷待ち時間が生じたなど、荷待ち時間のルールを守れないとされる行為が見受けられる場合は、労働基準法の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間帯を指定したにもかかわらず、運送事業者の都合により運送時間が変更され、運送料金を支払わない場合には、下請法・賃貸借料法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による運送業者(人件費)の負担を認んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共にし、対策を実施する。
- 出発スケジュール等を整理し、計画的に荷待ちを回避する。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による運送業者(人件費)の負担を負担する。

本件に関する問い合わせ先:

運送業者: 03-3211-7048

運送委託者: 03-3211-7048

公正取引委員会: 03-3211-7048

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか?



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを認められたにもかかわらず、運賃・料金を不適に据え置いてことは、下請法・賃貸借料法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を認めた運賃・料金の見直しの協議を進めていませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、拒否を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 運賃・料金に燃料費上昇など実務的な事態に際しては、運賃改定により運賃・料金を見直す。

本件に関する問い合わせ先:

運送業者: 03-3211-7048

運送委託者: 03-3211-7048

公正取引委員会: 03-3211-7048

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の有無基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の適用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

①「ドライバーの労働時間のルール違反」(運送業者による運送実績)

労働時間の主なルール (平成29年7月1日付国土交通省令第136号)	
青	緑
青	緑
緑	青
緑	青
青	緑

②「道路法(車両制限令)違反」(他の効率的な運送事業者の運送実績又は許可証を経ての運行)

③「道路交通事故」(運送実績、運送証明)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省

学生労働者

全日本トラック協会

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



②「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。



③附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「搬入」、「ラベル貼り」等を追加します。

※その他追加する附帯業務：「荷持ち」、「持込」、「はい作業（荷卸等において荷物を一定の方法で規則正しく積み上げたり削したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査(荷主勧告該当性調査)を実施

①荷待ち時間の恒常的な発生



②非合理的な到着時刻の設定



③やむを得ない遅延に対するペナルティ



④重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行な場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなどとして荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を喰らべきことを警告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事業の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告にはならないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を適通により設けています。

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa_tk4_000007.html) をご参照ください。

荷主に行っていただきたいこと

✓ 運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。

▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。

✓ 運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。

▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

✓ 新標準約款を営業所に掲示する

▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。

✓ 運賃・料金表の変更届出を行う

▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課 ☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課 ☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課 ☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課 ☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課 ☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課 ☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課 ☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課 ☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課 ☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課 ☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

国土交通省

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

国土交通省

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会